

[事案 22-13] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 1 月 26 日 裁定不調

<事案の概要>

営業担当者の誤説明により個人年金保険料控除の対象であると誤認し個人年金保険に加入したとして同保険料控除が受けられる契約への変更もしくは同保険の無効・既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 9 月、営業担当者から、個人年金保険料控除(以下、年金控除)が受けられるとの説明を受け個人年金保険(5年確定年金)に加入したが、一般の生命保険料控除の対象にしかならなかった。年金控除を受けることが、加入の主たる動機であり、加入時に、年金控除の適用につき営業担当者に質問した際、募集人は、年金控除の対象になると回答した。

営業担当者から、申立契約が年金保険料控除の対象にならない商品であるとの正しい説明を受けていれば加入しなかったのであり、年金控除が受けられる契約に変更するか、契約を無効とし既払込保険料を返還して欲しい。

<保険会社の主張>

営業担当者に募集時の状況につき確認したところ、申立人が主張するような虚偽の説明を行った事実を確認されないため、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申立人は、年金控除が受けられる年金に加入希望とのことであったが、予算(年払保険料 30 万円)、年金額、年金開始年齢等から年金控除を受けられるような保険設計ができなかったことにより、申立契約(5年確定年金)での加入となったものである。
- (2) 契約加入に際しては、5年確定年金のため、「個人年金保険料税制適格特約(以下、税制適格特約)」を付加することが出来ず(※)、年金控除が受けられないことを説明し、申立人もそのことを了知のうえ、加入した。

※「個人年金保険料税制適格特約」を付加するには、①年金受取人が契約者本人か配偶者のいずれかであること、②年金受取人が被保険者であること、③保険料払込期間が10年以上であること(一時払は不可)、④年金の種類が確定年金(有期年金)の場合は、年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ年金受取期間が10年以上であること、の全ての要件を満たす必要がある。

- (3) 申立人は、近年における約3年間、当社に勤務しており、一般の方と比べ、保険商品に関する知識は相当程度有しているものと判断している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を法的に整理すると、申立契約に税制適格特約が付加されていない(付加しえない)ことを告げなかったことにつき、消費者契約法第4条1項1号(不実告知)に基づく申立契約の取消もしくは民法95条の錯誤に基づく契約の無効を主張するものであると考え、当事者双方から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづいて、募集に際し「申立契約は、税制適格特約を付加できず、年金保険料控除が受けられない」ことを、募集人が申立人に告知したか(あるいは、誤った回答をしたか)否か等について審理した。

審理した結果、下記のとおり判断するとともに、総合的に考慮して、審査会としての和解案を相手方会社に打診したところ、相手方会社からこれに応ずる旨の回答があったので、生命保険相談所規程第41条第1項にもとづき同和解案を当事者双方に提示し、裁定書による和解案の受諾勧告を行ったが、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、生命保険相談所規程第45条第2項にもとづき、裁定不調として裁定手続きを終了した。

(1) 下記のとおり、募集人が税適適格特約について、正確な知識のもとで、申立人に適切に説明したかどうかについて疑問が残った。

①事情聴取の際、募集人に税適適格特約について尋ねたところ、「60歳年金開始、または10年確定であれば付けられる」と誤った要件を述べていた。

②募集人は、設計書の所定欄に「税適適格特約を付加しています。」と記載されていなかったため、税適適格特約は付いていないと申立人に説明したと回答しているが、相手方会社より提出された設計書ひな型の当該事項の記載欄と募集人が指摘した記載欄とは異なっている。

(2) 一方で、本件において、低金利下で、年金保険料控除を受けられる契約であることが申立人の契約の重要な動機であり、それが表示されていたと推定されるものの、その点が、消費者契約法第4条1項1号の対象となる重要事項もしくは民法95条の要素の錯誤にあたるかについては、疑問が残る。

(3) 募集の際に、申立人の主張するとおりのやり取りがあったとまでは、事情聴取からは判断できなかった。